公立大学法人福井県立大学永平寺キャンパス県大レストラン業務委託
公募型プロポーザル実施要領

公立大学法人福井県立大学永平寺キャンパス県大レストランの業務委託における公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）については、この要領によるものとする。

１　趣旨

専門業者等が有するノウハウやアイデアを活用することにより、安全安心で栄養バランスのとれた、学生にとって魅力ある食事の提供を通じて、学生生活の充実向上を図る。

２　業務委託内容

（１）業務名

公立大学法人福井県立大学永平寺キャンパス県大レストラン業務

（２）契約期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までの３年間とする。

ただし、契約終了日の６か月前までに本学、受託者双方から申し出のない時はこの契約は１年間自動的に延長されるものとする。以降も同様とする。

（３）業務内容

公立大学法人福井県立大学永平寺キャンパス県大レストラン業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。

（４）予算額

委託金額の上限は、年額６，０４６，０００円（消費税および地方消費税を含む）とする。

３　提案書を提出する者に必要な資格

提案書を提出することができる者（以下、「参加者」という。）は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者でないこと。

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（３）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ　役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ　役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ　役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（４）政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）でないこと。

（５）飲食業の運営に必要な許可・免許等（食品衛生責任者等）を有する者であること。
（６）過去１０年以内に利用対象者１５０名以上の学生食堂、学校給食、社員食堂等の業務運営または業務に携わった実績を有すること。

４　失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、受託候補者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、受託候補者の決定を取り消し、その者とは契約を締結せず、審査会において受託候補者の次に優れた提案を行ったと認められたものを受託候補者とする。

（１）提案者が前記３の参加資格要件を満たさなくなった場合
（２）提出期限までに提出資料が提出されない場合
（３）複数の企画提案書を提出した場合
（４）提出資料に虚偽の記載があった場合
（５）著しく信義に反する行為があった場合
（６）契約を履行することが困難と認められる場合
（７）企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合
（８）審査の公平性に影響を与える行為があった場合
（９）書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

５　現地説明会

次の（１）～（３）により、現地説明会を開催する。

（１）日　　時　　令和８年１１月２５日（水）１５：００～
（２）集合場所　　公立大学法人福井県立大学本部棟３階大会議室
※別紙「現地説明会会場案内図」参照
※会議室での説明後、本学県大レストランを案内予定
（３）参加申込　　申し込みは下記 URL より申込みフォームへアクセスし、令和８年１１月２０日（金）までにお申し込みください。
申込みフォーム：https://forms.gle/BLyNLVQ5bumsY9Ca6

６　質問の受付および回答

次の（１）～（２）により、プロポーザルに関する質問を受け付け、回答する。

（１）質問は、下記 URL より質問書フォームへアクセスし、令和８年１２月２日（水）までに送信すること。
質問書フォーム：https://forms.gle/iPry9L4ofRNCeA1CA
（２）回答は、現地説明会参加者および質問者に電子メールにて行う。

７　プロポーザルへの参加申込要領

プロポーザルへの参加申込みは、次の（１）～（５）に定めるところにより作成し、提出するものとする。

（１）提出書類
ア　参加申込書（様式１）
イ　法人等の概要（様式２）

ウ　会社の組織体制がわかる資料、パンフレット等
エ　業務運営の実績（様式３）
オ　運営体制を示す書類（様式自由）
（食品衛生責任者の予定者およびその有する資格を証明するもの等を含む）
カ　法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）※
キ　商号登記している個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）※
ク　商号登記していない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書※
ケ　直近年度の財務諸表（法人及び個人）
コ　参加資格に係る誓約書（様式４）
（※写し可、申込日以前３か月以内のものに限る）

（２）提出部数　　各１部
（３）参加申込期限　　令和８年１１月２５日（水）
（４）提出方法　　持参または郵送によること。
※郵送の場合は参加申込期限までに必着とする。
（５）提 出 先
公立大学法人福井県立大学経営企画部財務課　担当：笠原
〒910-1195 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島４－１－１
TEL　0776-61-6000（内線 1048）　FAX　0776-61-6011

８　企画提案書の提出

（１）作成要領
企画提案書（様式５）の内容は、仕様書および別紙２「県大レストランの業務運営に関する企画提案書の作成要領について」により作成するものとする。
（２）提出部数　　正本１部、副本７部（副本はコピーでも可）
（３）提出期限　　令和８年１２月７日（月）
（４）提出方法　　７（４）と同様とする。
（５）提 出 先　　７（５）と同様とする。
（６）提出辞退
プロポーザルへの参加申込みを行った後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出期限までに、上記（５）に提出すること。
なお、企画提案書提出の辞退は任意であり、当該辞退による本学の不利益な取扱いはない。
※提案内容は、プロポーザルのみに使用するものであり、公表または第三者に個別に情報提供することはない。

９　プレゼンテーション

企画提案の審査に係るプレゼンテーションを次の（１）～（３）により行う。
（１）日　　時　　令和８年１２月１１日（金）１０時
※１社につき３０分（説明２０分、質疑応答１０分）

※各社の時間割については別途連絡する。

（２）場　　所　　公立大学法人福井県立大学　本部棟３階　大会議室

（３）準 備 物　　プレゼンテーション当日のプロジェクターおよびスクリーンは本学にて準備する。パソコンその他プレゼンテーションに必要な機器等は企画提案者が準備すること。

（４）審査方法　　審査要領による。

（５）受託候補者選定　審査会の審査において、最も優れた提案を行ったと認められたものを受託候補者とする。なお、第１の受託候補者が辞退した場合は、次点の者を受託候補者とする。

１０　企画提案の審査、業者の選定および選定結果通知

（１）審　　査　　企画提案の審査、また、これに基づく業者の選定は、別に定める審査要領により行う。なお、審査要領は、審査の対象になった者に対し、別途通知する。

（２）審査結果　　審査結果は、審査会終了後できるだけ速やかに通知する。（別紙３）

（３）審査経緯　　審査経緯については公表しない。

１１　契約の締結

本学は、受託候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、本学と受託候補者と間で随意契約により、仕様書の内容に即して契約を締結する。

なお、選定された業者は、本学が指定する期日までに固定資産使用許可申請書を提出すること。

また、次の場合には、本学は契約締結を取り消す場合がある。

（１）受託候補者が、契約の締結に応じないとき

（２）受託候補者の財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき

（３）その他、著しく社会的信用を損う行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じたとき

１２　再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本学に協議のうえ、その承諾を得ること。

１３　その他

（１）必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。

（２）提出された企画提案書は返却しない。

（３）審査結果に対する異議申立ては、一切認めない。

（４）企画提案に関する経費は全額提案者負担とする。